

委 託 設 計 書

課 長	係 長	照 査	設 計

令和 7年度

設計年月 令和 7年 9月

工期 令和 8年 3月13日

委 託 名 排ガス洗浄装置等点検整備委託（水質第2課）

委 託 場 所 京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木1 水質管理センター水質第2課

委 託 料 金 円

委 託 価 格 円
消費税及び
地方消費税相当額 円

内 訳 書 （ 総 括 ）

(1 / 1)

委 託 名	排ガス洗浄装置等点検整備委託（水質第2課）							
費 目	工 種	種 別	単位	数 量	金 額	数量増減	金 額 増 減	摘 要
委託料								
	その他							
		直接費	式	1				
		諸経費	式	1				
委託価格								
消費税及び 地方消費税 相当額			式	1				
委託料計								

内 訳 書

(1 / 6)

委託名	排ガス洗浄装置等点検整備委託（水質第2課）								
費目・種別	細 別	形状・寸法	単位	数 量	単 価	金 額	数量増減	金 額 増 減	摘 要
委託料									
直接費									
	消耗品・雑材 直接材料費	グリス類の補充含む	式	1					
	計								[材料費]
	ドラフトチャンバー 点検 (本所 1階)	LDS-180 (図上記号 A, B, C)	式	1					
	ドラフトチャンバー 詳細点検 (本所 1階)	NKS-180 (図上記号 D)	式	1					
	ドラフトチャンバー 詳細点検 (本所 1階)	FHJ8-N210 (図上記号 E, F, G)	式	1					
	ドラフトチャンバー 点検 (本所 2階)	LDS-180 (図上記号 A)	式	1					
	排ガス洗浄装置送風機 点検 (本所 1, 2階)	TF2CLH (屋上東)	式	1					

内 訳 書

(2 / 6)

委託名	排ガス洗浄装置等点検整備委託（水質第2課）								
費目・種別	細 別	形状・寸法	単位	数 量	単 価	金 額	数量増減	金 額 増 減	摘 要
	排ガス洗浄装置ポンプ 点検 (本所 1, 2階)	VSM401 (屋上東)	式	1					
	排ガス洗浄装置水槽 点検 (本所 1, 2階)	(屋上東)	式	1					
	排ガス洗浄装置送風機 点検 (本所 1階)	TF2CLH (屋上西)	式	1					
	排ガス洗浄装置ポンプ 点検 (本所 1階)	VSM401 (屋上西)	式	1					
	排ガス洗浄装置水槽 点検 (本所 1階)	(屋上西)	式	1					
	ドラフトチャンバー 点検 (鳥羽分室)	LDC151スクラパー付 (図上記号 A)	式	1					
	ドラフトチャンバー 点検 (鳥羽分室)	LDS189 (図上記号 B, C)	式	1					
	ドラフトチャンバー 点検 (吉祥院支所)	FHS180 (図上記号 A, B)	式	1					
	同上 B 送風機 点検 (吉祥院支所)	LCP-N01 1/2-TV-ROB-ND (屋上)	式	1					

内 訳 書

(3 / 6)

委託名	排ガス洗浄装置等点検整備委託（水質第2課）								
費目・種別	細 別	形状・寸法	単位	数 量	単 価	金 額	数量増減	金 額 増 減	摘 要
	Vベルト 交換 (吉祥院支所)	(屋上)	式	1					
	ドラフトチャンバー 点検 (伏見水環境保全センター)	ITOKI製 FE1 FE2 (図上記号 A, B)	式	1					
	同上 送風機 点検 (伏見水環境保全センター)	天井内 ベルト駆動式	式	1					
	ドラフトチャンバー 点検 (石田水環境保全センター)	ヤマト製 (図上記号 A, B)	式	1					
	ドラフトチャンバー 点検 (石田水環境保全センター)	フード型 (図上記号 C)	式	1					
	同上 送風機 点検 (石田水環境保全センター)	TF4C 電動機3.7Kw (屋上)	式	1					
	Vベルト 交換 (石田水環境保全センター)	(屋上)	式	1					
	空調機 室外機 EHP-1 点検 (本所屋外 南西)	RXYP500FC	式	1					
	空調機 室内機 1-1 1-2 1-3 1-4 点検 (本所1階 試験室 西)		式	1					

内 訳 書

(4 / 6)

委託名	排ガス洗浄装置等点検整備委託（水質第2課）								
費目・種別	細 別	形状・寸法	単位	数 量	単 価	金 額	数量増減	金 額 増 減	摘 要
	空調機 室外機 EHP-2 点検 (本所屋外 南東)	RXYP335FC	式	1					
	空調機 室内機 2-1 点検 (本所2階 事務所)		式	1					
	空調機 室外機 EHP-3 点検 (本所屋外 南西)	RXYP335FC	式	1					
	空調機 室内機 3-1 3-2 3-3 点検 (本所2階 食堂等)		式	1					
	空調機 室外機 EHP-4 点検 (本所屋外 北西)	RXYP615FC	式	1					
	空調機 室内機 4-1 4-2 4-3 4-4 点検 (本所1階 試験室 北)		式	1					
	空調機 室外機 EHP-5 点検 (本所屋外 北西)	RXYP335FC	式	1					
	空調機 室内機 5-1 5-2 5-3 点検 (本所1階 試験室 東)		式	1					
	空調機 室外機 EHP-6 点検 (本所屋外 北東)	RXYP280FC	式	1					

内 訳 書

(5 / 6)

委託名	排ガス洗浄装置等点検整備委託（水質第2課）								
費目・種別	細 別	形状・寸法	単位	数 量	単 価	金 額	数量増減	金 額 増 減	摘 要
	空調機 室内機 6-1 6-2 点検 (本所2階 研修室 会議室)		式	1					
	空調機 室外機 EHP8 点検 (本所屋外 北西)		式	1					
	空調機 室内機 8-1 8-2 8-3 点検 (本所2階 試験室5, 6, 7, 8)		式	1					
	空調機 室外機 EHP9 点検 (本所屋外 北西)		式	1					
	空調機 室内機 9-1 9-2 9-3 点検 (本所2階 試験室5, 6, 7, 8)		式	1					
	雑作業		式	1					
	諸経費		式	1					
	計								[複合費]
	直接費計								直接費

内 訳 書

(6 / 6)

委託名	排ガス洗浄装置等点検整備委託（水質第2課）								
費目・種別	細 別	形状・寸法	単位	数 量	単 価	金 額	数量増減	金 額 増 減	摘 要
計（委託原価）									
諸経費									
	諸経費		式	1					
	諸経費計								諸経費
委託価格									
消費税及び 地方消費税 相当額			式	1					
委託料計									

令和07年度

排ガス洗浄装置等点検整備委託（水質第2課）

特 記 仕 様 書

京都市上下水道局技術監理室 水質管理センター水質第2課

第 1 章 総 則

1 適用範囲

本仕様書は、表記委託に適用する。

2 用語の定義

この仕様書において使用する用語は、次に定めるところによる。

- (1) 指示とは、総括監督員、主任監督員又は担当監督員（以下「監督員」という。）が受注者に対し、その委託業務の遂行に必要な事項について書面又は口頭にて、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、受注者の報告又は提案事項について、監督員が同意することをいう。
- (3) 協議とは、監督員と受注者が対等の立場で合意することをいう。
- (4) 設計図書とは、仕様書・内訳書・添付図面を総称していう。

3 委託業務の履行

本委託は設計図書により、監督員の指示に従い、正確に業務を履行しなければならない。

4 疑義の確認

本仕様書に明記されていない事項又は内容について疑義が生じた場合は、監督員と協議の上定める。

5 法規の遵守

受注者は委託業務に当たり、次の各号に掲げる法令その他関係諸法規を遵守して委託を安全かつ円滑に施行し、その適用及び運用は受注者の責任において行なわなければならない。

- | | |
|------------------|-----------------|
| (1) 京都市上下水道局契約規程 | (5) 建設業法 |
| (2) 労働基準法 | (6) 建築基準法 |
| (3) 労働安全衛生法 | (7) 電気事業法 |
| (4) 下水道法 | (8) その他関係法令、例規等 |

6 書類の提出

受注者は、工事関係書類を遅滞なく提出しなければならない。

なお、様式及び提出部数については、監督員の指示によるものとする。また、契約後、区分紙を挿入した提出書類用ファイルを作成し、速やかに提出すること。

7 現場代理人等

- (1) 受注者又は当局の承諾を得た代理人は、委託期間中現場に常駐して指揮に当たらなければならない。ただし、現場代理人の委託現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、監督員との連絡体制が確保されると認めた場合には、常駐を要しないこととすることができる。
- (2) 現場代理人等を不適当と認めるときは、これを交代させることがある。

8 適用規格

委託の適用規格は次の各号のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| (1) 日本産業規格 (JIS) | (5) 日本電機工業会標準規格 (JEM) |
| (2) 日本下水道協会規格 (JSWAS) | (6) 電気学会電気規格調査会標準規格 (JEC) |
| (3) 日本水道協会規格 (JWWA) | (7) 電気設備に関する技術基準 |
| (4) 機械学会設計基準 | (8) その他関係規格及び基準 |

9 励行及び厳禁

受注者は、場内の立入禁止・火気厳禁・使用禁止等の指定場所施設における指示事項等を厳守するように、従事者を指導管理しなければならない。

10 指示・承諾

次の各号に挙げる事項については、すべて監督員の指示又は承諾を受けなければならない。

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| (1) 委託の施行順序・方法・工程 | (3) 既設の機器設備の運転・停止に関すること |
|-------------------|-------------------------|

(2) 委託に使用する仮設物

1 1 関係監督官庁への許認可申請等

- (1) 法令で定められた関係監督官庁への許認可申請等の手続きは、受注者において迅速に処理しなければならない。
- (2) 関係監督官庁、その他の者に対し交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは遅滞なくその旨を監督員に申し出て、その指示に従わなければならない。

1 2 納入材料及び機器

- (1) 委託業務において納入する材料及び機器は、すべて未使用の製品を用いること。品質又は品名等が明示されていないものを納入するときは、監督員の承諾を受けなければならない。
- (2) 委託現場に納入する材料及び機器は、すべて監督員の確認を受けること。この手続を怠り、監督員が不適当と認めたときは、使用後であってもこれを適当品と取り替えなければならない。

1 3 電力及び雑用水

委託業務に必要な電力及び雑用水は、場内の別に指定する位置より支給する。ただし、支給を受けるに当たって、受注者は監督員の指示に従わなければならない。指示に反するときは、当局は支給を止めることができる。

1 4 既設構造物の保護

委託業務に当たって、受注者は地上及び地下の既設物その他に支障を及ぼさないように、防護措置をとらなければならない。

1 5 運搬及び保管

- (1) 破損等のないように入念に荷造りし、発着後の整理保管には十分に注意を払うこと。
- (2) 各種材料機器の発送に当たっては、発送人名と受取るべき受注者名及び表記委託名を明確に記し、荷受に当たっては受注者が責任をもって処置すること。荷受すべき受注者不在のときは原則として日時を改めるものとする。なお、下請人が直接発送するときは、必ず受注者名を明記すること。

1 6 委託現場発生品

受注者は、委託業務によって生じた現場発生品（発注者への返納品等）について、現場発生品の調書を作成し、監督員に提出しなければならない。

1 7 建設副産物の適正処理について

発生品のうち、産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、受注者が責任を持って合法的に廃棄処分すること。当該廃棄物については、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストを発行し、廃棄処理が適正に行われていることを確認するとともに、そのA票、B2票、D票等の写しを監督員に提出すること。

なお、管理票は委託完了後から、5年間保存しなければならない。

1 8 安全管理

- (1) 受注者は委託業務に関する公衆災害、交通事故、労働災害、物件損傷その他の事故等の発生を未然に防止するため、必要かつ十分な安全管理の措置を講じること。
- (2) 受注者は委託業務に当たり、安全管理に関する諸法規及び関係通達等を遵守のうえ、安全で円滑な施行を図り、適宜必要に応じて、地下埋設物・酸素欠乏症・火災・感電・墜落・爆発等の事故防止に努めなければならない。
- (3) 受注者は、委託業務の安全施行の確保に必要なかつ十分な安全管理体制を組織すること。
- (4) 受注者は自己の従業員はもちろんのこと、下請関係者等を含めた委託業務関係者全員に安全管理について周知徹底させること。
- (5) 受注者は、委託作業中における事故防止のため、現場内の整理整頓、保安設備の設置等を行い万全を期すること。
- (6) 受注者は、事故防止に備えて、標示・標識・ロープ・保安柵・注意灯・酸素欠乏測定器等、その他緊急時に必要な器具、機器及び資材等を常備しておくこと。

1 9 受注者の負担

次の各号に要する費用は、受注者の負担とする。

- (1) 軽易な事項で、設計図書に明記されていなくても、施行上並びに完了後の運転維持管理上欠くことのできない

材料及び作業

- (2) 各検査・試験及び写真撮影
- (3) 委託の手直し、又は過誤使用により生じる材料及び労力
- (4) 現場事務所・材料倉庫その他の仮設物の設置並びに撤去
- (5) 委託期間中の安全管理施設や材料の運搬搬入並びに管理
- (6) 関係監督官庁への許認可申請等の事務等に要する費用

2 0 施設停止及び他委託等との競合

受注者は委託業務に当たって、処理施設の停止を必要とする場合は、綿密な計画を立て、最短の停止期間で施行すること。また、他委託等と競合する場合は監督員が施行期間の指定をする場合がある。

2 1 段階確認

受注者は、試運転時及びその他監督員が求める施工段階において、段階確認を受けなければならない。

2 2 完了検査

- (1) 委託業務が完了すれば、受注者は直ちに現場内を清掃整理のうえ、下検査を行った後、当局の完了検査を受けなければならない。
- (2) 完了検査に当たって、監督員の指示がある場合は受注者が立ち会うこと。
- (3) 検査の結果、不合格の箇所があったとき、受注者は監督員の指示する期間内に手直しを完了しなければならない。

2 3 保証・契約不適合

- (1) 完了検査合格後、一年以内に天災その他不可避的な事故によらないで、委託目的物に欠陥・不備が発見されたときは、当局が指定する期間内に、受注者の負担において補修を行わなければならない。
なお、当該箇所は補修後検査を受け、更に検査合格後一年の保証を行わなければならない。上記の期間を越える場合においても、受注者はその契約不適合責任を免れることはできない。
- (2) 受注者が前項に規定する義務を履行しないときは、当局は受注者の負担において、第三者にこれを履行させることができる。

2 4 損害補償

受注者は材料等の現場搬入時、又は施行時に既設構造物、機器、道路等を損傷した場合、及び第三者に損害を与えた場合は、復旧又は賠償の責任を負うこと。

2 5 委託写真

受注者は、検査の資料となる記録写真（カラー）を作業前、作業中、作業後等、進行状況に応じて作業工程ごとに撮影し、完成後、説明などを書き添えて、写真帳に整理すること。

カメラは、銀塩カメラ又はデジタルカメラとする。

写真の大きさは、サービスサイズ（カラー）を標準とする。

写真帳はA4版を標準とし、表紙には契約年度、委託件名、受注者名、期間等を記入する。

デジタルカメラの写真を印刷する場合は、A4版の上質紙とし、銀塩カメラの写真に比べて著しく劣ることのない画質であること、また、通常の使用条件のもとで5年間程度劣化が生じないものであることとする。

2 6 雑則

- (1) 受注者は委託業務に当たって、特許権その他第三者の権利の対象となっている作業方法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を負うものとする。
- (2) 本仕様書の第2章以降及び内訳書、添付図面に記載された事項は、本仕様書の第1章に優先する。
- (3) 水環境保全センターにおいて環境マネジメントシステムを運用していることに鑑み、受注者は環境に配慮した委託業務に努めなければならない。
- (4) 受注者は委託業務に当たっては、可能な限り本市に本店を有する事業者から資材及び労務等の調達に努めること。

第 2 章 細 則

1 委託名

排ガス洗浄装置等点検整備委託（水質第 2 課）

2 委託概要

本委託業務は、水質第 2 課で設置されている排ガス洗浄装置等が、その機能を十分に發揮させ、安全かつ円滑な水質試験が行えるように点検整備を行うものである。

又、合わせて水質第 2 課本所に設置されている、フロン排出抑制法の定期点検対象機器（空調機器）に対して、同法に規定されている定期点検を行うこと。

3 委託期間

業務の履行期間は、令和 8 年 3 月 13 日までとする。

4 委託場所

京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木 1 水質管理センター水質第 2 課

5 作業場所

(1) 排ガス洗浄装置

水質管理センター水質第 2 課 本所（京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木 1）

水質管理センター水質第 2 課 鳥羽分室（京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木 1）

鳥羽水環境保全センター吉祥院支所 管理棟 2 階試験室（京都市南区吉祥院東浦町 1）

伏見水環境保全センター管理棟 1 階試験室（京都市伏見区横大路千両松町 255）

石田水環境保全センター管理棟 1 階試験室（京都市伏見区石田西ノ坪 2）

(2) 空調機器

水質管理センター水質第 2 課 本所（京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木 1）

6 提出書類

第 3 章 提出書類一覧のとおりとする。

ただし、「着手・施行中」の日報については、完了時に提出する報告書への記載によって替えるものとする。又、完成図書又は報告書の提出部数は 1 部とし、背表紙を付けること。

7 点検整備内容

整備対象機器にはベルト駆動系およびファン等の回転系があり、作業場所も著しく狭い場所が数多く、高所作業もあることから、作業に当たっては安全第一を常に考え、実施

すること。

仕様書に記載されている業務の実施にあたり安全が危惧される時は、監督員と協議すること。

また、排ガス施設点検整備中に誤ってドラフト等を使用することがないように、作業中には使用不可である旨の明示を行うこと。

(1) 対象設備

排ガス洗浄設備は、別紙1に指定する設備、空調機器は本所に設置されている別紙2に指定するフロン排出抑制法の定期点検対象機器について点検整備を行うこと。

(2) 点検項目

ア ドラフト点検項目

(ア) 外観に異常がないことを確認し、清掃を行うこと。

(イ) 動作音を確認し、異音がないか確認すること。

(ウ) 風量を確認すること。

(エ) (排ガス洗浄装置付の場合) ポンプ動作状況、吐出圧力等の確認すること。

(オ) その他点検の必要な個所について点検を行うこと。

イ 送風機点検項目

(ア) 外観に異常がないことを確認し、清掃を行うこと。

(イ) 電圧、電流、絶縁抵抗を測定すること。ただし、配電盤の状況により、測定が困難な場合は監督員との協議の上で、省略することができる。

(ウ) (ベルト駆動の場合) 別紙1に指定する箇所については、Vベルトの交換を行うこと。
その他箇所については、Vベルトを点検し、必要に応じて交換すること。

(エ) 軸受部の点検を行い、必要によりグリスアップを行うこと。

(オ) ファン及び電動機の動作音を確認し、異音がしていないか確認すること。

(カ) ダクト接合部に異常がないか確認すること。

(キ) その他点検の必要な個所について点検を行うこと。

ウ 排ガス洗浄装置点検項目

(ア) 外観に異常がないことを確認し、清掃を行うこと。

(イ) 電圧、電流、絶縁抵抗を測定すること。ただし、配電盤の状況により、測定が困難な場合は監督員との協議の上で、省略することができる。

(ウ) ポンプ動作状況、吐出圧力、グランドパッキンの点検、水漏れの確認を行うこと。

(エ) 自動水位調整機能がある場合、動作状況を確認すること。

(オ) 配管等からの水漏れの確認を行うこと。

(カ) その他点検の必要な個所について点検を行うこと。

エ 空調機器の点検項目 (室内機)

(ア) 外観を確認すること。

- (イ) エアークフィルターの清掃を行うこと。
- (ウ) 動作音を確認し、異音がないか確認すること。
- (エ) 送風量及び暖房または冷房時吐き出し温度を測定すること。
- (オ) 冷媒漏れの有無を発泡法またはリークデテクタで検査すること。
- (カ) ドレン経路の点検を行うこと。
- (キ) ルーバーの動作状況を確認すること。

オ 空調機器の点検項目（室外機）

- (ア) 外観を確認すること。腐食の有無、外気サーミスタの取付状況及びファンガードの破損がないか確認すること。
- (イ) 電圧、電流及び絶縁抵抗を測定すること。ただし、配電盤の状況により、測定が困難な場合は省略しても良い。
- (ウ) ファン及び圧縮機の動作音を確認し、異音がないか確認すること。
- (エ) 冷媒圧力を測定すること。
- (オ) 4 方弁等の動作状況を確認すること。
- (カ) 熱交換器の腐食がないか確認すること。
- (キ) 油の漏れや滲みがないか確認すること。
- (ク) 冷媒漏れの有無を発泡法またはリークデテクタで検査すること。
- (ケ) ドレン経路の点検を行うこと。
- (コ) 送風量及び暖房または冷房時吐き出し温度を測定すること。

8 保証

点検整備後の故障について、故障の内容が点検整備の不備と認められるものについては、本仕様書第1章の総則第23項に基づく保証内容を遵守すること。

9 その他

- (1) 本仕様書を精査し、不明な点がある場合には、事前に監督員に確認を行う等して、現場の状況を十分に把握しておくこと。
- (2) 空調機器の点検には、十分な知見を有する技術者が実施すること。
- (3) 点検整備作業に対する報告書を提出すること。なお、報告書様式については、事前に監督員に確認を行うこと。

ア 以下に指定する施設については、フード、ダクト、ファン、排ガス洗浄装置について詳細な点検報告書を別途作成すること。

- | | | |
|------------------------|----------|--------|
| (ア) 本所1階試験室1 ドラフト及び屋上東 | 同排ガス洗浄施設 | (図上 D) |
| (イ) 本所1階試験室1 ドラフト及び屋上東 | 同排ガス洗浄施設 | (図上 E) |
| (ウ) 本所1階試験室1 ドラフト及び屋上東 | 同排ガス洗浄施設 | (図上 F) |
| (エ) 本所1階試験室1 ドラフト及び屋上東 | 同排ガス洗浄施設 | (図上 G) |

イ 空調機器の点検報告書は日本冷凍空調設備工業連合会の点検整備簿（参考様式）に準拠すること。

- (4) 点検作業中の記録写真について、第1章25項に従うこと。但し、現場の状況により写真撮影が困難な場合は、監督員に了解を得たうえで、その部分のみ省略することができる。

デジタルカメラを使用する場合は、jpg形式で記録し、1枚当たりの記録サイズが300キロバイト以上の解像度で撮影すること、又、データを記録したCD-ROM等（ウイルスチェック実施後）を添付すること。

- (5) 設備の維持管理上、処置が必要な場合、軽易な作業は仕様書の記載の有無に関わらず監督員の指示に従って行うこと。
- (6) 点検作業に伴って発生した廃棄物は、一覧表を作成、添付のうえで局に返納すること。
- (7) 点検整備実施日程については、監督員と協議を行い、試験業務に支障が発生しないようにすること、作業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (8) 点検により、次年度以降の整備において対応すべき事項がある場合は、報告書にその旨を記載すること。

第3章 提出書類一覧

1 書類の提出

第1章第6項の提出書類は、下記の提出書類一覧を参考に提出すること。

提出書類一覧（必須）

分類	作成時期	提出書類	部数
契約関係	着手前	現場代理人等通知書及び経歴書	1部
		工事工程表	1部
		労働災害補償保険の加入証明書の写し 又は 労働災害補償保険成立証明願等	1部
	完成時	完成通知書	2部
		請求書・口座振込依頼書（必要に応じ）	1部
委託写真	完成時	委託写真	1部
報告書	施工中	日報	1部
	完成時	報告書 又は 完成図書	1部

提出書類一覧（必要により提出）

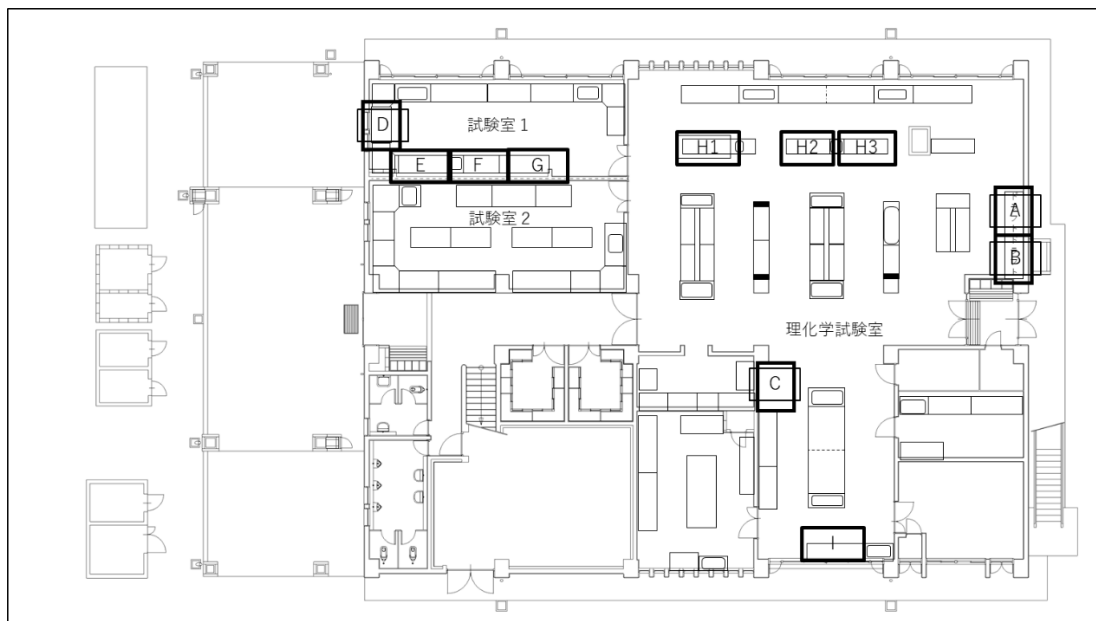
分類	作成時期	提出書類	部数
契約関係	着手前	再委託承諾申請書	1部
	施工中	工期延長請求書	1部
	完成時	引渡書	1部
打合せ簿	施工中	打合せ簿一覧表	2部
		打合せ簿	2部
		承諾図書（承諾申請書）	2部
報告書	完成時	取扱説明書	2部
部分払い制度	施工中	部分検査請求書	2部
		部分出来高（請求）内訳書	2部
		請求書・口座振替依頼書（必要に応じ）	1部
その他	施工中	支給品受領書・貸与物品借用書	1部
		事故発生報告書	2部
	完成時	支給品返納書	1部
		現場発生品調書	1部
	随時	その他監督員の指示するもの	必要部数

排ガス洗浄設備一覧

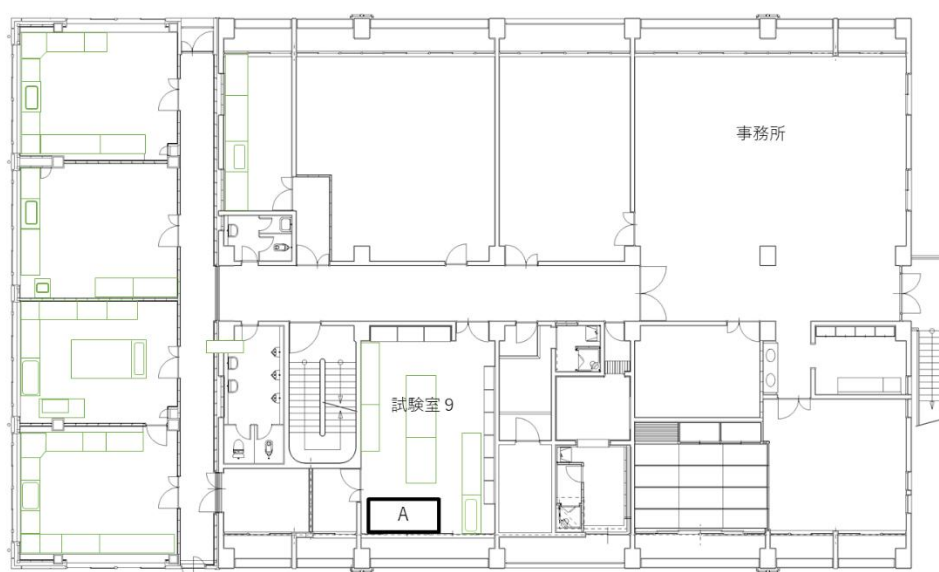
○印の施設について点検整備を行う

別 紙 1

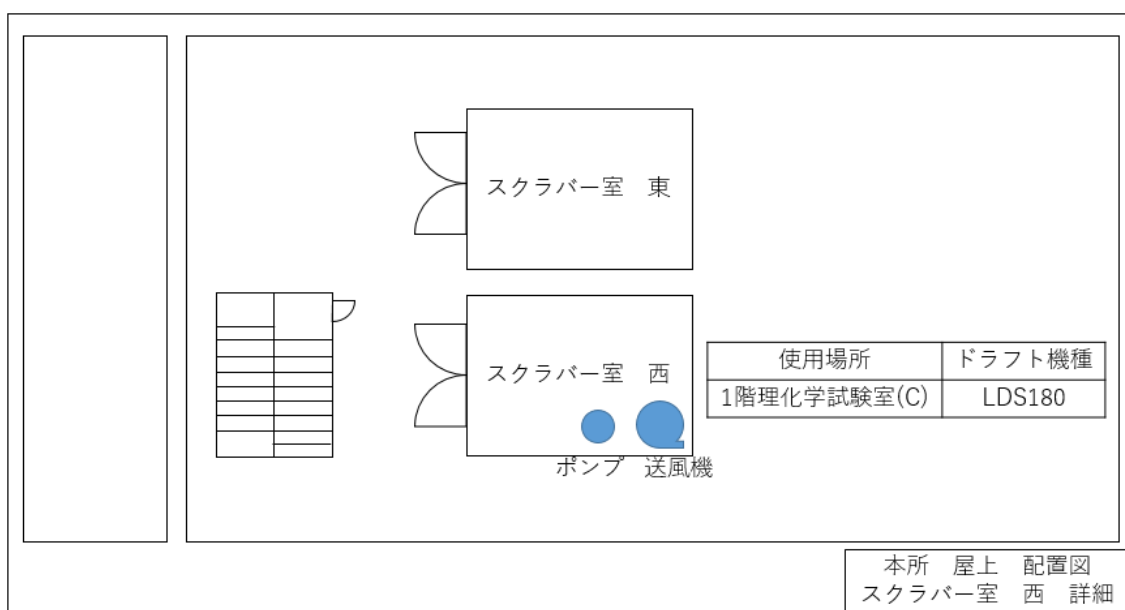
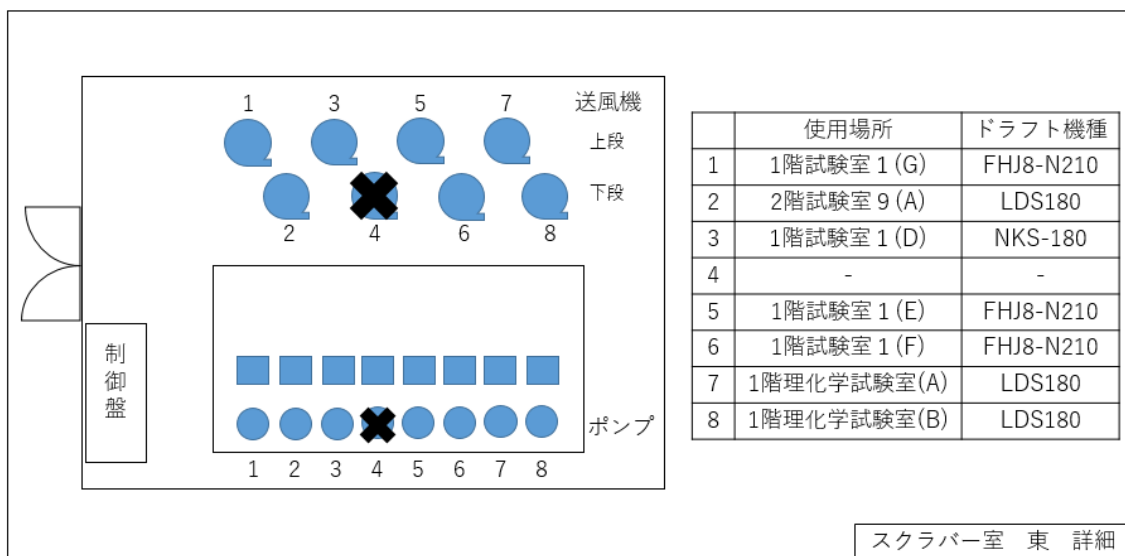
設 置 場 所	図上 記号	ド ラ フ ト 名 称	メーカー	ドラフト		排 気 処 理	送風機 点検	排ガス 洗浄装 置点検	Vベルト 交換
				点検	詳細 点検				
本所 1階	A	LDS180	ヤマト	○		屋上東 ポンプVSM401 送風機TF2C	○	○	
	B	LDS180	ヤマト	○		〃	○	○	
	C	LDS180	ヤマト	○		屋上西 ポンプVSP252 送風機CES101	○	○	
	D	NKS-180	ヤマト	○	○	屋上東 ポンプVSM401 送風機TF2C	○	○	
	E	FHJ8-N210	ヤマト	○	○	〃	○	○	
	F	FHJ8-N210	ヤマト	○	○	〃	○	○	
	G	FHJ8-N210	ヤマト	○	○	〃	○	○	
	H1～H3	フード型				天井裏ファンで直接排気 (防音BOX入り谷山鐵工所 MAF 2 ¹ / ₂ S6-Q BXシロッコファン)			
	I	フード型				天井裏ファンで直接排気 (防音BOX入り谷山鐵工所 CAF32 2H-Qミニセントリラインファン)			
本所 2階	A	LDS180	ヤマト	○		屋上東 ポンプVSM401 送風機 TF2C	○	○	
鳥羽 分室	A	LDC151 (スクラパー付)	ヤマト	○		屋上 CES 1 0 1 -RH1-2で排気		○	
	B	LDS189	ヤマト	○		屋上 SF-201-CR下で排気			
	C	LDS189	ヤマト	○		屋上 SF-201-CR上で排気			
吉祥院 支所	A	FHS180	ヤマト	○		試験室屋外の電動機直結型送風機で排気			
	B	FHS180	ヤマト	○		屋上CLP-N011/2-TV-R-0B-NDで排気 (Vベルト交換)	○		○
伏見水 環境保 全セン ター	A	ITOKIドラフト	ITOKI	○		送風機は天井裏	○		
	B	ITOKIドラフト	ITOKI	○		送風機は天井裏	○		
	C	フード型				送風機は屋外			
石田水 環境保 全セン ター	A	ヤマトドラフト	ヤマト	○		排ガス洗浄装置送風機TF4C排ガス処理装置 (スクラパー) HCLHFS02整備省略	○		○
	B	ヤマトドラフト	ヤマト	○					
	C	フード型		○					
		他にドラフト2台 (休止)							

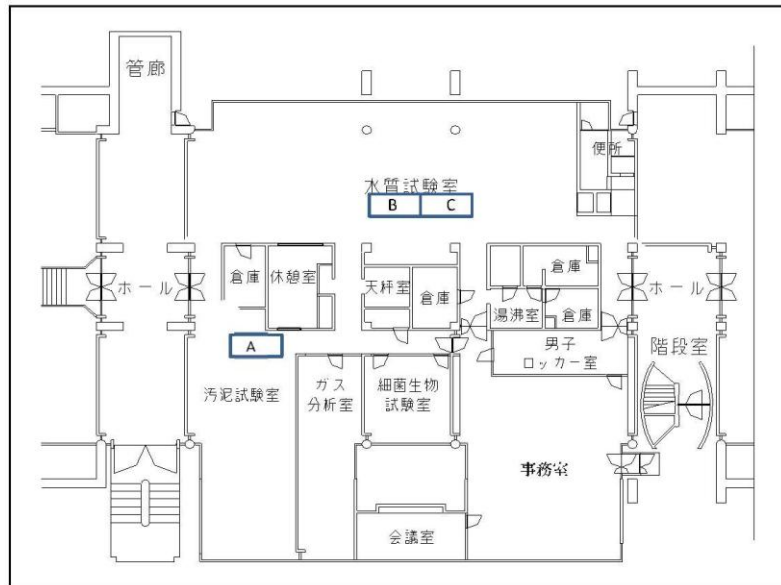


本所 1 階ドラフト配置図

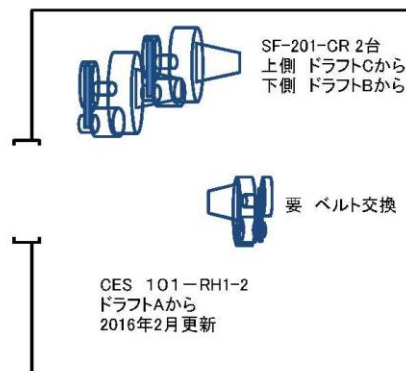


本所 2 階ドラフト配置図

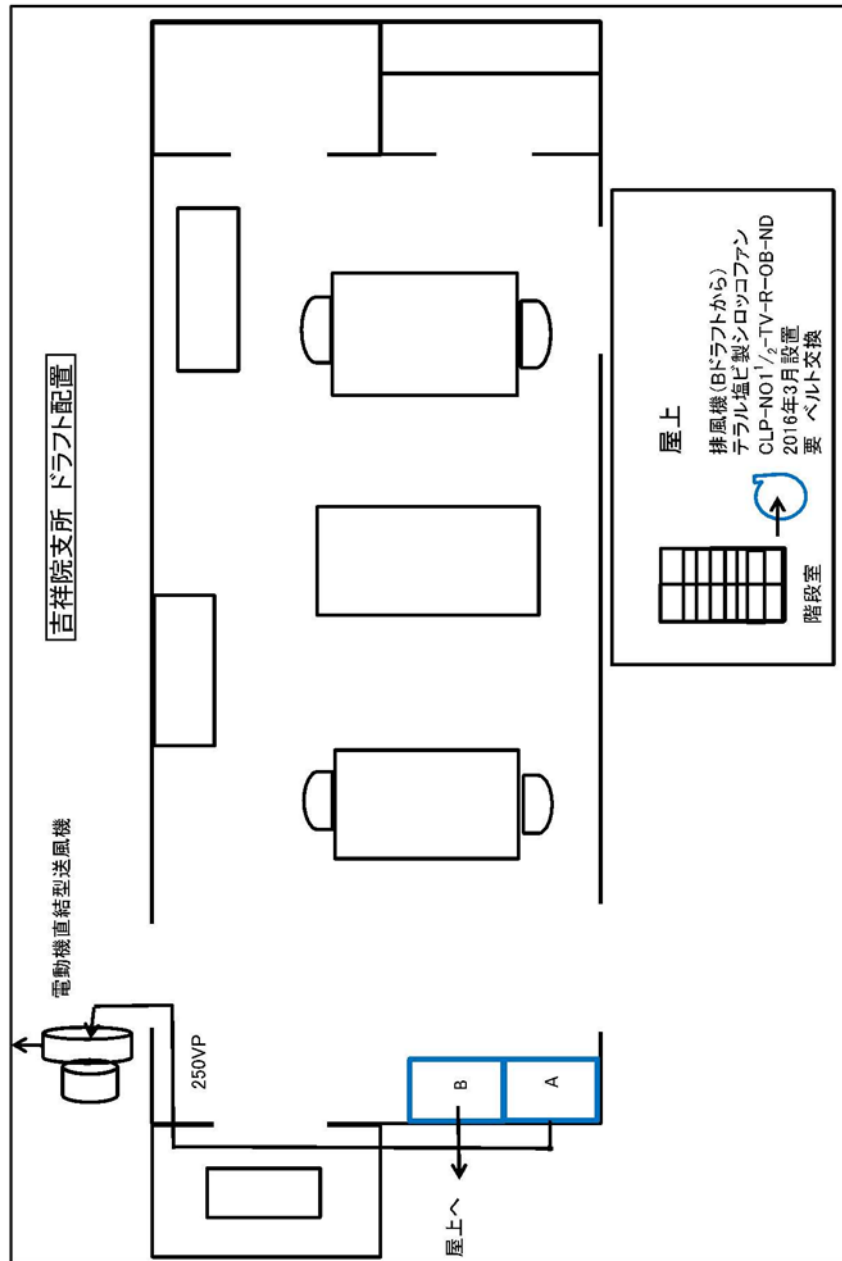




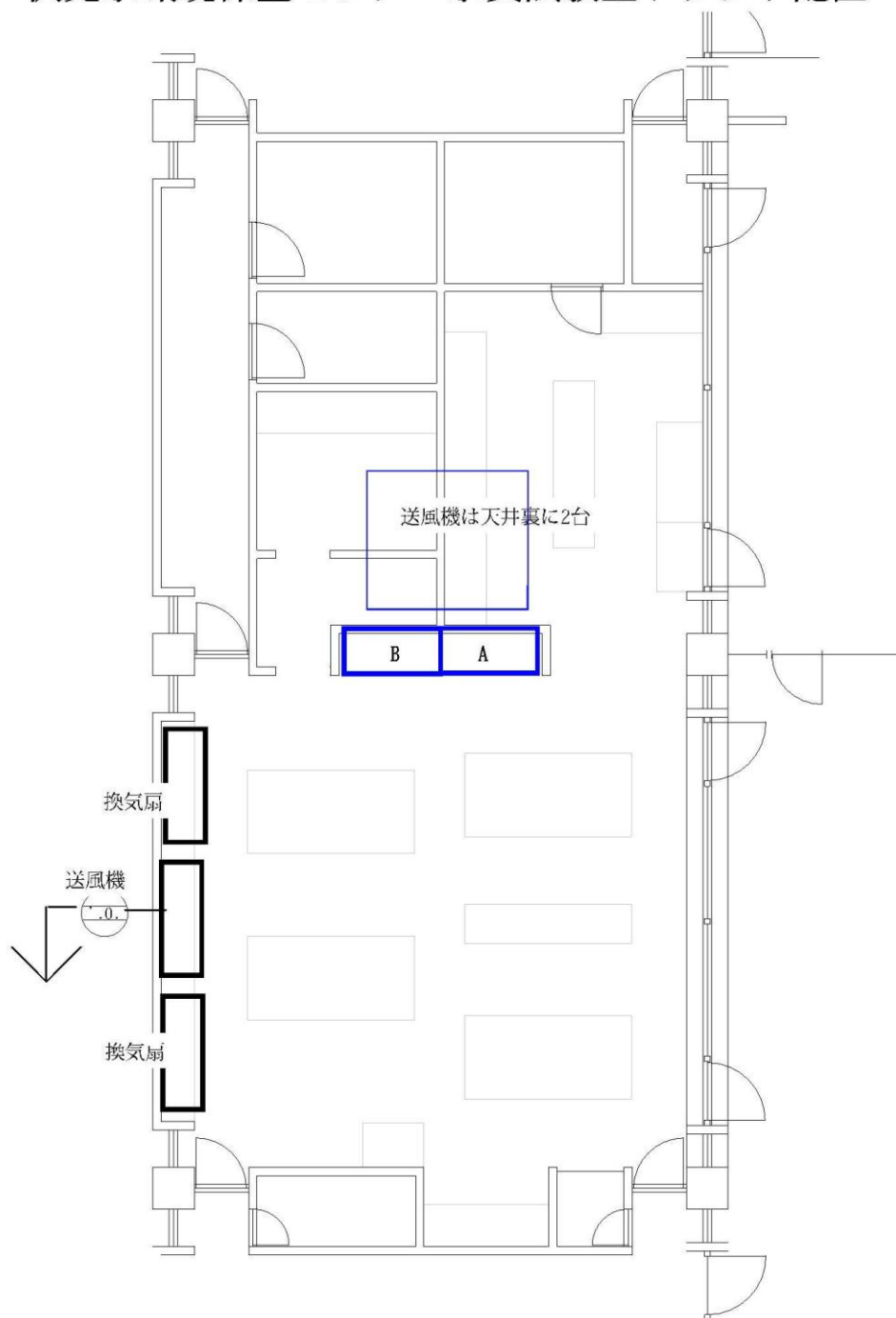
屋上 排風機配置

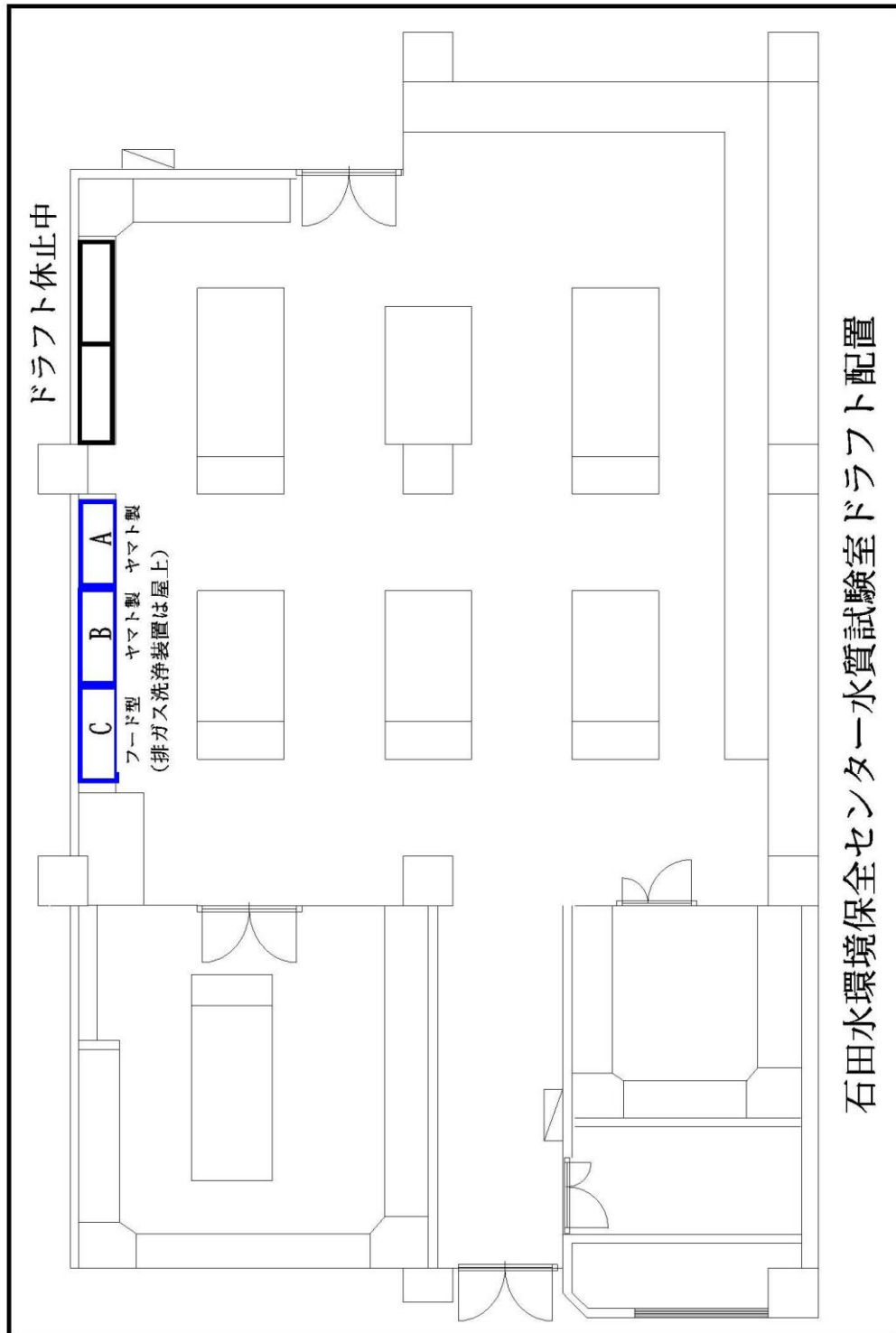


鳥羽分室 ドラフト等配置



伏見水環境保全センター水質試験室ドラフト配置





フロン排出抑制法の定期点検対象機器（空調機）

別紙 2-1

① 室外機

図上記号	設置場所	台数	型式	定格出力 (kW)	メーカー	製造年	充填されているフロン類に関する事項	
							種類	量 (kg)
EHP-1	本所屋外 南西	1	RXYP500FC	12.6	ダイキン 工業㈱	令和4年	R410A	8.2
EHP-2	本所屋外 南東	1	RXYP335FC	10.9	ダイキン 工業㈱	令和4年	R410A	5.7
EHP-3	本所屋外 南西	1	RXYP335FC	10.9	ダイキン 工業㈱	令和4年	R410A	5.7
EHP-4	本所屋外 北西	1	RXYP615FC	19.7	ダイキン 工業㈱	令和5年	R410A	9.1
EHP-5	本所屋外 北西	2	RXYP335FC	10.9	ダイキン 工業㈱	令和5年	R410A	5.7
EHP-6	本所屋外 北東	1	RXYP280FC	7.92	ダイキン 工業㈱	令和5年	R410A	4.9
EHP-8	本所屋外 北西	1	PUHY-P335DMG9	8.89	三菱電機㈱	令和6年	R410A	7.5
EHP-9	本所屋外 北西	1	PUHY-P335DMG9	8.89	三菱電機㈱	令和6年	R410A	7.5

フロン排出抑制法の定期点検対象機器（空調機）

別紙 2-2

②室内機

図上記号	設置場所	室外機	機種名	能力（kW）	
				冷房	暖房
1-1	1階 試験室 （西）	EHP-1	FXYCP56EB	5.6	6.3
1-2			FXYMP224MJ	22.4	25.0
1-3			FXYCP22EB	2.2	2.5
1-4			FXYFP56NB	5.6	6.3
2-1	2階 事務所	EHP-2	FXYFP56NB	5.6	6.3
3-1	2階 食堂等	EHP-3	FXYFP140NB	14.0	16.0
3-2			FXYFP112NB	11.2	12.5
3-3			FXYFP36NB	3.6	4.0
4-1	1階 試験室 （北）	EHP-4	FXYFP71NB	7.1	8.0
4-2			FXYKP28EB	2.8	3.2
4-3			FXYMP224MJ	22.4	25.0
4-4			FXYMP160EB	16.0	18.0
5-1	1階 試験室 （東）	EHP-5	FXYFP56NB	5.6	6.3
5-2			FXYMP224MJ	22.4	25.0
5-3			FXYCP56EB	5.6	6.3
6-1	2階 研修室 会議室	EHP-6	FXYFP80NB	8.0	9.0
6-2			FXYFP56NB	5.6	6.3
8-1	2階 試験室5、6	EHP-8	PLFY-P71HMG9	7.1	8.0
8-2	2階 試験室7		PLFY-P56HMG9	5.6	6.3
8-3	2階 試験室8		PLFY-P112HMG9	11.2	12.5
9-1	2階 試験室5、6	EHP-9	PLFY-P71HMG9	7.1	8.0
9-2	2階 試験室7		PLFY-P56HMG9	5.6	6.3
9-3	2階 試験室8		PLFY-P112HMG9	11.2	12.5

